

兵庫県公報

平成21年3月6日 金曜日 第2061号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 環境影響評価法に基づく環境影響評価書等の縦覧（同）	4
公 告	
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6
正 誤	
○ 平成21年2月17日付け兵庫県公報第2056号中	7

告 示

兵庫県告示第240号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 春日病院
所在地 神戸市北区大脇台3番地の1
認定年月日 平成19年7月10日
認定の有効期限 平成22年7月9日
- 2 名 称 財団法人甲南病院六甲アイランド病院
所在地 神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地
認定年月日 平成19年12月1日
認定の有効期限 平成22年11月30日
- 3 名 称 医療法人三友会 若宮病院
所在地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番30号
認定年月日 平成20年12月6日
認定の有効期限 平成23年12月5日
- 4 名 称 兵庫県立こども病院
所在地 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号
認定年月日 平成20年12月6日
認定の有効期限 平成23年12月5日
- 5 名 称 医療法人三栄会 ツカザキ病院
所在地 姫路市網干区和久68番地の1
認定年月日 平成21年3月1日
認定の有効期限 平成24年2月29日
- 6 名 称 岡本病院

所 在 地 篠山市東吹1015番地1
 認 定 年 月 日 平成21年2月24日
 認定の有効期限 平成24年2月23日



兵庫県告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成21年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
 芦屋市奥山1の231・1の256（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神南県民局地域振興部及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成21年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
 三田市尼寺字菩提山687の2、687の3、小野字前山1444の1・字杉ヶ谷1490の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。
 平成21年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝来市佐囊字平野北山140（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第244号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有限会社日経
代表者の氏名 高田慶済
住所 姫路市網干区興浜1479-1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) ランドマーク網干店
所在地 姫路市網干区興浜1479
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成21年3月6日から同月19日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成21年3月6日から同月19日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
神戸国際港都建設計画道路
1.3.6号大阪湾岸線西伸線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
神戸市東灘区向洋町東1丁目、向洋町中5丁目、向洋町西1丁目、向洋町西2丁目、向洋町西3丁目及びその地先並びに向洋町西4丁目
神戸市中央区港島1丁目及びその地先、港島2丁目、港島3丁目、港島4丁目及びその地先、港島5丁目及びその地先、港島6丁目、港島中町1丁目並びに港島中町8丁目及びその地先
神戸市兵庫区和田崎町1丁目及びその地先並びに遠矢浜町及びその地先

神戸市長田区苅藻島町2丁目及びその地先、苅藻島町3丁目及びその地先、南駒栄町及びその地先並びに駒ヶ林南町地先



兵庫県告示第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画道路
3.4.250号大門西治線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
神崎郡福崎町南田原字北西、字東角及び字桶川並びに西田原字大塚、字西花畑、字東花畑及び字前田



兵庫県告示第247号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第3項の規定による送付をしたので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり告示し、環境影響評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面（以下「環境影響評価書等」という。）を縦覧に供する。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画決定権者の名称
兵庫県（代表者） 兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線
 - (2) 種類
一般国道（自動車専用道路）の改築
 - (3) 規模
延 長 約14.5キロメートル
車線数 6車線
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
神戸市東灘区向洋町東1丁目及びその地先、向洋町東2丁目、向洋町東3丁目、向洋町中1丁目、向洋町中5丁目、向洋町西1丁目、向洋町西2丁目、向洋町西3丁目及びその地先、向洋町西4丁目、向洋町西5丁目並びに向洋町西6丁目及びその地先
神戸市中央区港島1丁目及びその地先、港島2丁目、港島3丁目、港島4丁目及びその地先、港島5丁目及びその地先、港島6丁目、港島中町1丁目、港島中町4丁目、港島中町5丁目、港島中町8丁目及びその地先並びに港島南町3丁目及びその地先
神戸市兵庫区和田崎町1丁目及びその地先並びに遠矢浜町及びその地先
神戸市長田区苅藻島町2丁目及びその地先、苅藻島町3丁目及びその地先、南駒栄町及びその地先、庄田町2丁目、庄田町3丁目、庄田町4丁目、駒栄町1丁目、駒栄町2丁目、駒栄町3丁目、駒栄町4丁目並びに駒ヶ林南町及びその地先
- 4 関係地域の範囲
神戸市
- 5 環境影響評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧の場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

- (2) 期間
平成21年3月6日から同年4月5日まで
- (3) 時間
午前9時から午後5時まで

公 告

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成21年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。
平成21年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物の質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

- (1) 名称
広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ
- (2) 方法
広報刊行物の紙面構成に対する提案及び業務の実施体制に関する提案を求める。
- (3) 提案の対象
- ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案
(別途修正する広報刊行物を配布する。)
 - イ 業務の実施体制に関する企画案
- (4) 主催者及び事務局
- ア 主催者
県
 - イ 事務局
兵庫県企画県民部知事室広報課企画調整係
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）
電話 (078) 362-3018（直通） F A X (078) 362-3903
E-mail:kouhoukal@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙（誌）面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (4) 上記(1)から(3)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部知事室広報課長（以下「広報課長」という。）が指定する場所及び日時に2名以上派遣できること。
- (5) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (6) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

- (1) 募集要項の配布
- ア 配布方法
平成21年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項（以下、「募集要項」という。）は、事務局において配布する。
 - イ 配布期間
平成21年3月6日（金）から同月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 応募図書を受付

- ア 受付方法
事務局に持参すること。
- イ 受付期間
平成21年3月13日（金）から同月19日（木）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続
 - (1) 質疑
 - ア 質疑の方法
所定の質疑応答用紙（様式1）により、事務局に郵送、メール又は持参すること。
 - イ 質疑受付期間
平成21年3月6日（金）から同月13日（金）午後5時まで
 - (2) 回答
平成21年3月17日（火）までに質疑者に郵送する。
- 6 応募図書等
 - (1) 応募図書
 - ア 応募申込書（様式2）
 - イ 法人概要
 - ウ 修正案の作品（6部。そのうち5部はカラーコピーも可。）
 - エ 修正案の説明書
 - オ 業務実施体制の企画案
 - カ 受託予定業務に係る見積書
審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。
 - (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
 - (3) 応募図書の提出後の取扱い
 - ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
 - イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
 - (1) 審査及び選考方法
提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。
なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。
 - (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成21年度における広報デザイン室業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等
募集要項による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町小神字芦原115番1の一部、116番1の一部、117番の一部、118番の一部、119番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永793番地5

西播磨不動産事業協同組合 代表理事 松本 春雄

3 許可年月日及び許可番号

平成20年8月22日

兵庫県指令西播（建）第1－8号（20たつの）

正 誤

○平成21年2月17日付け（兵庫県公報第2056号）

兵庫県告示第162号（換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更）中

(ページ)	5									
(行)	下から8									
(誤)		横尾垣	977の一部	978の一部	979	979の1	979の2	980	淡河町南 僧尾	横尾
(正)		横尾垣	977の一部	978の一部	979	979の1	979の2	980	淡河町南 僧尾	横尾